

第8回協議会 質疑事項

経費回収率が低い要因と改善方法

- ① 人口密度が低く、整備に見合う使用料収入が確保できない。
 - ⇒ 整備区域を拡大するのみでなく、状況に応じた処理方法で汚水処理を進める。
- ② 地勢が山間部であり、処理施設数が多すぎる。
 - ⇒ 人口密度等を再検証し、施設の統廃合を順次進めていく。
- ③ 使用料単価が低すぎる。
 - ⇒ 早急な料金改定に着手する。

他団体における使用料区分の傾向について

- ✓ 「使用料区分」の比較について、全国的な調査結果等の資料は発見できませんでした。そこで、関東地方における人口5万人～10万人の市における下水道使用料の区分について調査を行いました。
- ✓ 東京都並びに隣接3県（埼玉県、千葉県及び神奈川県）は、使用の様態が様々であるので、区分を細分化している傾向にあります。
- ✓ 茨城県、栃木県及び本県はある程度多括りな区分で設定している傾向にあります。

段階的な使用料の引き上げ（案）

- ✓ 第9回協議会資料における「改定案②」をベースに改定した場合のイメージ図です。
- ✓ 急激な使用者の負担増を軽減するため、段階的な引き上げも可能と考えます。

令和6年度

令和7年度

令和8年度

		超過使用量10%
	超過使用料10%	基本料金20%
	基本使用料10%	

第8回協議会 質疑事項

経費回収率80%を達成するための改定例

用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)
一般用	8 m ³ まで	882 円 (630円)	9 m ³ 以上	(100) 120 円
			20 m ³ まで	
			21 m ³ 以上	(100) 125 円
			40 m ³ まで	
			41 m ³ 以上	(113) 147 円
			100 m ³ まで	(125) 163 円
			101 m ³ 以上	(125) 163 円
温泉汚水	1 m ³ につき			(13.34) 18 円
臨時用				(194) 253 円

細分化

基本使用料：40% 増

超過使用料

20m³まで：20% 増

21~40m³まで：25% 増

41m³以上：30% 増

○ 使用料収入及び繰入金収入の見込み

() 内は現行の使用料

単位：百万円

経営戦略のスケジュール	見直し							計画期間終了	期間合計	期間差額 合計
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9			
使用料収入 (現行)	618	615	612	609	606	603	600	4,263	約29.1%増	
使用料収入 (改定後)	798	794	790	786	782	778	774	5,502	1,239	
繰入金収入 (現行)	1,489	1,519	1,551	1,523	1,531	1,536	1,574	10,723	約12.1%減	
繰入金収入 (改定後)	1,309	1,335	1,363	1,338	1,345	1,349	1,382	9,421	-1,302	

【見込の算定について】

使用料収入：第6回本協議会資料6ページにおいて算定した使用料見込みについて、R3を決算数値に置き換え、これを基準に再計算したもの
繰入金収入：R3=決算数値、R4・R5=予算数値。R6以降は、経営戦略数値を地方公営企業法の適用後の数値に置き換えて試算したもの

○ 国土交通省の留意事項通知による基準の達成見込み

重点配分の対象外となる要件 (これらをすべて満たす場合に該当)	現行(令和3年度末時点)		改定後	
	要件数値等	達成状況	要件数値等	達成状況
使用料単価が150円/m ³ 未満	78.2円/m ³	×	101.0円/m ³	×
経費回収率が80%未満	62.2%	×	80.25%	○
15年以上使用料改定を行っていない	合併以後17年間改定していない	×	改定済(条件達成)	○